

11月10日、第4回**ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会** 「**小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル**」作成ワーキンググループが開催され、**小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル（素案）**が示されました。

本マニュアルについては、50人未満の事業場で特に留意すべき点や50人未満の事業場独自の留意点等を中心に記載することとされており、次の7つの論点が挙げられていました。

- 1 関係労働者の意見を聴く機会の活用
- 2 事業者の関わり方および外部委託先の適切な選定
- 3 調査票（項目数、調査形態等）
- 4 面接指導
- 5 集団分析・職場環境改善の対応
- 6 労働者のプライバシー保護
- 7 10人未満等の特に小規模な事業場におけるストレスチェック制度の実施

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- ストレスチェック メンタルヘルス 小規模事業場 50人未満 10人未満 面接指導 集団分析

ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会 「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」作成ワーキンググループ 第4回資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_65743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65743.html)